

本書は当法人の役員・評議員報酬規程原本に相違ありません。

社会福祉法人 悠仁会 役員・評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人 悠仁会の役員および評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

- 報酬は、法人と委託関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。
- 費用弁償とは、理事会、評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した交通費、通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費をいう。

(理事会および評議委員会の費用弁償)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により弁償費を支払うことができる。

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
理事会出席報酬等	なし	5,000 円

- 評議員が評議員会に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
評議員会出席報酬	なし	5,000 円

- 理事及び監事が評議員会に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
評議員会出席報酬	なし	5,000 円

- 交通費等かかった実費が上記費用弁償費の額を超える場合には、その実費を支払う。

(役員の勤務報酬等)

第4条 理事長が、理事会以外の日において法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、下記報酬および実費弁償費を支払う。

名 称	報酬 (日額)	報酬 (日額)	費用弁償(日額)	その他費用
-----	---------	---------	----------	-------

本書は当法人の役員・評議員報酬規程原本に相違ありません。

	4時間未満	4時間以上		
理事長報酬	24,000円	49,000円	1,000円	実費

- 2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、下記報酬（日額）及び実費弁償費を支払う。

名 称	報酬（日額）	報酬（日額）	費用弁償（日額）	その他費用
	4時間未満	4時間以上		
理事報酬	24,000円	49,000円	1,000円	実費

- 2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、下記報酬及び実費弁償費を支払う。

名 称	報酬（日額）	報酬（日額）	費用弁償（日額）	その他費用
	4時間未満	4時間以上		
監事報酬（監事 監査指導報酬）	19,000円	39,000円	1,000円	実費

- 3 交通費等かかった実費が上記費用弁償費の額を超える場合には、その実費を支払う。

（出張旅費等）

- 第5条 役員が、法人業務のため住所より100km以上ある場所で業務にあたる場合は、第4条の報酬とは別に、下記の旅費、宿泊費、宿泊日当およびその他実費を支給する。

旅 費	宿 泊 費（日額）	宿泊日当（日額）	その他（通信費、物品輸送費および雑費）
実 費	実 費	20,000円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を支給する。
- 3 旅費は、鉄道賃（急行料金、特急料金、指定席料金などを含む。事情を考慮しグリーン車も認定できる）や航空賃（ビジネスクラス）に要した費用を支給する。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

本書は当法人の役員・評議員報酬規程原本に相違ありません。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬は、毎月10日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の休日であるときは、その直前の営業日に支給する。

2 非常勤役員及び評議員の報酬並びに役員及び評議員の旅費等の費用は、必要に応じて支払うものとする。

(報酬等の支給の形態および支給の手段)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支払うことができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規定を適用することができる。

附則

この規定は、平成29年4月1日より適用する。

平成30年4月1日 第3条3、第6条、7条追記